

ショートステイ 長久手さつきの家 料金表

令和5年4月1日以降

1.基本料金(一日につき)

項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	523単位	649単位					
併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉			696単位	764単位	838単位	908単位	976単位
短期生活夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位						
短期生活サービス提供体制加算(Ⅱ)	18単位						
短期生活機能訓練体制加算	12単位						
小計	553単位	679単位	744単位	812単位	886単位	956単位	1,024単位
短期生活処遇改善加算(Ⅰ)(8.3%)	46単位	56単位	62単位	66単位	74単位	79単位	85単位
介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)	8単位	9単位	10単位	11単位	12単位	13単位	14単位
合計	607単位	744単位	816単位	889単位	972単位	1,048単位	1,123単位
費用総額	¥6,270	¥7,685	¥8,429	¥9,183	¥10,040	¥10,825	¥11,600
自己負担額(1割負担の方)	¥627	¥769	¥843	¥919	¥1,004	¥1,083	¥1,160
自己負担額(2割負担の方)	¥1,254	¥1,537	¥1,686	¥1,837	¥2,008	¥2,165	¥2,320
自己負担額(3割負担の方)	¥1,881	¥2,306	¥2,529	¥2,755	¥3,012	¥3,248	¥3,480

* 1単位当たりの金額は10.33円となります。(長久手市:6級地)

* 処遇改善加算は、上記所定単位数に8.3%を乗じた数を四捨五入したものとなります。

* ベースアップ等支援加算は、処遇改善加算に1.6%を乗じた数を四捨五入したものとなります。

* 夜勤職員配置加算(Ⅱ)の対象は要介護状態の方となり、要支援の方は対象外となります。

* 別途、短期生活療養食加算(24単位/1日)を算定する場合は御座います。

2.居住費・食費(一日につき)

項目	金額	備考	
居住費	¥2,006	光熱費含む	
食費	¥1,445	3食	
介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方は、段階に応じ補足給付が支給されます。その為、負担額が軽減され、下記の負担額となります。			
負担限度額段階	食費	居住費	合計
第1段階	¥300	¥820	¥1,120
世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税の老齢福祉年金受給者もしくは生活保護受給者。			
第2段階	¥600	¥820	¥1,420
世帯全員(生活を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、課税年金額と遺族年金・障害年金収入の合計額が年額80万円以下の方。			
第3段階①	¥1,000	¥1,310	¥2,310
世帯全員(生活を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、課税年金額と遺族年金・障害年金収入の合計額が年額80万円超120万円以下の方。			
第3段階②	¥1,300	¥1,310	¥2,610
世帯全員(生活を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、課税年金額と遺族年金・障害年金収入の合計額が年額120万円を超える方。			
第4段階	¥1,445	¥2,006	¥3,451
第1～第3段階のいずれにも該当しない方。			

* トイレ付個室をご希望の場合は、特別室料金として1日当たり330円を別途ご負担いただきます。

* 預り金、保険証管理費及び通信費等として1日50円をご負担いただきます。

* おやつ代として1日50円(外税)をご負担いただきます。

* 令和5年2月1日より、冷暖房費1日50円(外税)をご負担いただきます。

* その他、実費負担となるものとして、行事参加費、個人の趣味・嗜好品、買い物代行費、受診費等々が御座います。